

町並みの保存とまちづくり

所子集落での取り組み



水路に沿って並ぶ土塀



文化庁調査官視察

文化財保護の観点では、戦前までに日本の伝統的工法で建てられた主屋や土蔵、土塀などの建造物を「伝統的建造物」と言い、それらを保護するために設けられた区域を「伝統的建造物群保存地区」と言います。これは「歴史的な景観が残されている町並みの保護」を図るために国が昭和五十年に創設した制度です。保存地区のうち、とくに国が承認し選定したものが「重要伝統的建造物群保存地区」で全国に八十五カ所（六月末現在）存在しています。県内では倉吉市の打吹玉川地区がその選定を受けています。

町並みを保存していくためには、建物の新築や増改築などが町並みに影響がないように配慮する必要があります。その代わりに税制上の優遇措置や修景（修理など）についての補助制度などが設定されています。

町内の所子集落では、重要文化財門脇家住宅や登録有形文化財の美甘家住宅、南門脇家住宅、東門脇家住宅などの家屋をはじめ、伝統的工法による建造物が多く、天保十四（一八四三）年の「汗入郡所子村田畑地続全図」と比較しても、水路や集落内の道、神社や墓地の配置など昔からの地割りも良く残されています。先の五月二十（二十二）日に倉吉市で開催された全国伝統的建造物群保存地区協議会の際には、文化庁文化財部長をはじめ主任調査官五名がその町並みを視察されるなど、専門的立場からも良好な町並みが残されていると高く評価されています。

教育委員会では、旧大山町の段階から、この町並みを伝え残す取り組みを進めており、昨年



通信紙だんだん（7号まで発行済み）



建物調査中の日向教授

（社会教育課文化財調査班）